

特定施設等保安検査マニュアル

(コールドエバポレータ用)

[機-70205-21]

高圧ガス保安協会

文書履歴

特定施設等保安検査マニュアル（コールドエバポレータ用）[機-70205]

改訂 コード	施行 年月日	改訂等の内容
- 0	1998.6.25	制定
- 1	2000.4.1	①別表 1 の修正 ②別表 2 の手数料額の改正
- 2	2000.4.1	①「適用範囲」中の CE の定義を改正 ②様式 4 の保安検査受検工程表を削除 ③別表 4 保安検査確認表（コンビ則適用）追加 ④様式 6 保安検査結果記録（コンビ則適用 CE 用）追加
- 3	2004.3.29	①支部住所等の変更に伴う改正 ②銀行名等の変更に伴う改正
- 4	2005.3.1	標準処理期間を明示
- 5	2005.10.1	保安検査の方法を告示で示された「保安検査基準」KHKS 0850-1 及び 0850-3 (2005) に整合
- 6	2005.10.1	保安検査の方法を省令の別表に整合
- 7	2006.1.4	別表 1 1 「保安検査業務を行う協会事務所」欄の機器検査事業部に係る振込銀行を U F J 銀行から三菱東京 U F J 銀行に改正
- 8	2006.9.1	別表 2 の検査事務所の住所表示の訂正
- 9	2008.3.31	①別表 1 中、四国支部の住所等を改正 ②別表 2 中、新潟県 CE 検査事務所の住所表示の訂正
- 1 0	2008.12.5	別表 2 中、秋田県 CE 検査事務所の住所表示の訂正
- 1 1	2009.4.1 2009.4.6	別表 2 CE 保安点検等を行う協会 CE 検査事務所一覧表の訂正 別表 1 中、機器検査事業部の住所表示の改正
- 1 2	2010.9.27	別表 1 中、東北支部の住所表示の改正
- 1 3	2014.6.1	①別表 1 から所在地及び振込口座を削除し、担当地域を追加 ②別表 2 から所在地等及び連絡先を削除 ③別表 1 及び別表 2 に所在地等はホームページを参照する旨を追記
- 1 4	2017.4.1	一般高圧ガス保安規則等の改正に伴う、様式 1、2、9 から 1 2 までの改正
- 1 5	2018.4.1	①手数料の支払い方法について明確化 ②事務所一覧表から、九州支部を削除

－ 1 6	2019.7.1	①都道府県から指定都市への権限委譲に対応するため本文及び様式に係る都道府県を都道府県等に改正 ②様式中の日本工業規格を日本産業規格に改正 ③様式中の平成を（元号）に改正
－ 1 7	2019.9.1	一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の改正に伴う様式 5、様式 6 の番号 1 1 及び様式 7、様式 8 の番号 1 6 の改正
－ 1 8	2020.11.10	一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の改正に伴う様式 5 から様式 8 までに記載の目視を目視又はこれらに類する方法に改正
－ 1 9	2021.4.1	一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の改正に伴う様式 1 及び様式 2 に係る代表者の押印を削除
－ 2 0	2021.8.2	様式 13 の代表者氏名に係る印を削除
－ 2 1	2022.4.1	事業所一覧表の実施事務所名の変更 （機器検査事業部門への変更）

特定施設等保安検査マニュアル (コールドエバポレータ用)

[機-70205-21]

1 適用範囲

このマニュアルは、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が高圧ガス保安法（以下「法」という。）第35条第1項ただし書に規定する特定施設のうち、一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）第6条の2本文及びコンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）第5条の2本文に規定するコールドエバポレータ（以下「一般CE」という。）並びに一般則第6条の2ただし書き及びコンビ則第5条の2ただし書きに規定するコールドエバポレータ（以下「距離短縮型CE」という。）（以下これらを総称して「CE」という。）の保安検査業務に適用する。

2 申請

2.1 保安検査受検連絡表の通知

協会は、協会が実施する保安検査を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対して、あらかじめ保安検査の受検を連絡する。

2.2 申請手続き

申請者は、一般則に該当するCEにあつては様式1の保安検査申請書正副各1通、コンビ則に該当するCEにあつては様式2の保安検査申請書正副各1通に、様式3の保安検査事前連絡表を添えて、保安検査の受検の連絡先である別表1の事務所又は別表2のCE検査事務所（以下「事務所」という。）に申請するものとする。

2.3 申請手数料

申請者は、別に定める申請手数料を次のいずれかの方法により保安検査証の引き渡し前までに支払うものとする。なお、事務所は、正当な理由がある場合を除き手数料を返金しない。

- (1) 申請前に別に指定する手数料の振込口座に払い込む。この場合、払い込まれたことを証する書面の写を申請書に添付する。
- (2) 申請時に現金又は小切手により直接納付する。
- (3) 事務所が発行する請求書により現金又は小切手により直接納付する。
- (4) 事務所が発行する請求書により振込口座に払い込む。この場合、払い込まれたを証する書面の写しを事務所にFAX等により提出する。

3 保安検査のための事前準備

保安検査のための事前準備は、次による。

- (1) 事務所は、提出された保安検査事前連絡表に基づき、保安検査の実施日を決定する。
- (2) 事務所は、保安検査実施前に必要に応じて申請者と検査内容等について事前打合せを行う。
- (3) 申請者は、保安検査の受検にあたって、次に掲げる書類を用意するものとする。
 - ① フローシート
 - ② 製造設備を表す図面
 - ③ 製造施設を含む付近の配置図
 - ④ 保安管理組織図
 - ⑤ 高圧ガス製造許可申請書
 - ⑥ 高圧ガス製造施設等変更許可申請書及び許可書
 - ⑦ 製造施設完成検査証
 - ⑧ 高圧ガス製造施設軽微変更届書
 - ⑨ 設備台帳
 - ⑩ 定期自主点検記録
 - ⑪ 日常点検記録書
 - ⑫ 液化ガス受入点検記録
 - ⑬ その他保安検査の参考になる書類等

4 保安検査の実施

4.1 保安検査の方法及び内容

保安検査の方法及び内容は、次に定めるところによる。

- (1) 保安検査は、申請者の事業所において行う。
- (2) 事務所は、保安検査実施に際して、申請者と申請に係る特定施設の現状、受検体制、検査中の安全対策等について事前打合せを行い、その後に当該特定施設に対する保安検査を行う。
- (3) 保安検査は、一般則別表第3第2項及びコンビ則別表第4第2項に基づき、申請に係る特定施設が法第8条第1号の技術上の基準（以下「保安法基準」という。）及び第3号に適合しているか否かについて行う。

4.2 技術基準に適合しない場合の措置

4.1において、特定施設が技術上の基準に適合しないことが判明した場合の措置は、次による。

- (1) 事務所は、様式4の保安検査結果改善指示書により技術基準に適合しない内容を記載し、その内容を申請者に通知する。
- (2) 申請者は、指摘された技術基準に適合しない内容に対して何時までに是正措置を図るかを決定し、事務所にその旨連絡するものとする。

- (3) 事務所は、申請者が採った是正措置内容が技術基準に適合することを書類及び必要に応じて申請者の事業所で確認する。

5 保安検査記録の作成

事務所は、保安検査を実施した場合、その検査結果を、一般則適用の一般CEにあっては様式5、一般則適用の距離短縮型CEにあっては様式6、コンビ則適用の一般CEにあっては様式7、コンビ則適用の距離短縮型CEにあっては様式8の保安検査結果記録にとりまとめ、その写しを申請者に通知する。

6 保安検査結果の報告

事務所は、法第35条第3項の規定に基づき、5の保安検査結果記録の写しを添えて、一般則適用のCEにあっては様式9、コンビ則適用のCEにあっては様式10の保安検査結果報告書を申請事業所を管轄する都道府県知事（申請事業所が指定都市の区域内にある場合であって、申請事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令第22条に規定する事務に該当しない場合にあつては申請事業所を管轄する指定都市の長。以下「都道府県等」という。）に提出する。

7 保安検査証の交付

事務所は、申請に係る特定施設が技術基準に適合していると認めるとき、一般則適用のCEにあっては様式11、コンビ則適用のCEにあっては様式12の保安検査証を交付する。

8 保安検査証の再交付

事務所は、当該事務所が交付した保安検査証の交付を受けた者がこれを汚し、損じ又は失った場合において、当該交付を受けている者の申請に基づき、その再交付を行う。再交付の申請手続きは、次に定めるところによる。

- (1) 保安検査証の再交付を受けようとする者（以下「再交付申請者」という。）は、様式13の再交付申請書に別に定める手数料を添えて保安検査証を交付した事務所に申請するものとする。
- (2) 事務所は、再交付申請の内容が確認できたときは、再交付申請者に当該申請に係る特定施設の保安検査証の再交付を行う。

9 標準処理期間

保安検査証の交付までの標準処理期間は、現地検査日より起算して14日以内とする。ただし、標準処理期間に12月29日～12月31日、1月1日～1月3日並びに4月及

び5月の祝祭日は除くものとする。また、申請者に起因する理由により遅延する場合にあってはこの限りでないものとする。

附則 このマニュアルは、平成11年4月1日から実施する。

附則 この改正は、平成12年4月1日から適用する。

附則 この改正は、平成16年3月29日から適用する。

附則 この改正は、平成17年3月29日から適用する。

附則 この改正は、平成17年10月1日から適用する。

附則 この改正は、平成18年1月4日から適用する。

附則 この改正は、平成18年9月1日から適用する。

附則 この改正は、平成20年3月31日から適用する。

附則 この改正は、平成20年12月5日から適用する。

附則 この改正は、平成21年4月1日から適用する。ただし、別表1の改正は平成21年4月6日から適用する。

附則 この改正は、平成22年9月27日から適用する。

附則 この改正は、平成26年6月1日から適用する。

附則 この改正は、平成29年4月1日から適用する。

附則 この改正は、平成30年4月1日から適用する。

附則 この改正は、令和元年7月1日から適用する。

附則 この改正は、令和元年9月1日から適用する。

附則 この改正は、令和2年11月10日から適用する。

附則 この改正は、令和3年4月1日から適用する。

附則 この改正は、令和3年8月2日から適用する。

附則 この改正は、令和4年4月1日から適用する。

様式 1

保 安 検 査 申 請 書	一 般	× 整理番号	
		× 検査結果	
		× 受理年月日	年 月 日
		× 許可番号	
名 称 (事 業 所 の 名 称 を 含 む 。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
製 造 施 設 完 成 検 査 の 年 月 日			
前 回 の 保 安 検 査 の 年 月 日			
備 考			

年 月 日

代表者 氏名

高圧ガス保安協会 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式 2

保安検査申請書	特 定	× 整理番号	
		× 検査結果	
		× 受理年月日	年 月 日
		× 許可番号	
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
製造施設完成検査 の 年 月 日			
前回の保安検査 の 年 月 日			
備 考			

年 月 日

代表者 氏名

高圧ガス保安協会 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 × 印の項は記載しないこと。

様式 3

保安検査事前連絡表

事業所名称			
事業所所在地			
施設名称 (プラント名称)			処理能力(m ³ /日)
区分(○印)	一般則、コンビ則	一般CE、距離短縮型CE	
連絡担当者名 及び所属名	TEL :		
検査時の安全 対策担当者名 及び所属			

1. 直近の定期自主検査日： (元号) 年 月 日

2. 希望受検年月日： (元号) 年 月 日

3. 事業所までの案内図

4. 前回保安検査からの変更許可状況(当該保安検査施設に係るものに限定)

許可年月日 許可番号	完成検査 年月日	変更概要

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 欄内に記入できない場合は、適宜別紙を添付する。

様式 4

保 安 検 査 結 果 改 善 指 示 書	
対 象 事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
検 査 を し た 特 定 施 設 の 名 称	
検 査 時 の 事 業 者 側 の 立 会 者 氏 名	
検 査 年 月 日	
検 査 員 氏 名	印
改 善 指 示 内 容	
改 善 期 限	年 月 日
改 善 結 果 の 報 告 期 限	年 月 日
※：改善結果報告の提出の様式は問いません。	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式 5

保安検査結果記録（一般則・一般CE用）（第6条の2第1項本文適用）

（1 / 3）

事業所名称					
事業所所在地					
検査機関名	高圧ガス保安協会				
検査員氏名					
製造施設名					
検査年月日					
事業所側立会者					
番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、一般則別表第3に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
1	第6条第1項第1号の境界線及び警戒標	事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況並びに維持管理状況を目視又はこれに類する方法（以下本様式において「目視等」という。）により検査する。			
2	第6条第1項第2号の第1種設備距離及び第2種設備距離	貯蔵設備及び処理設備の外側から第1種保安物件及び第2種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。			
3	第6条第1項第7号の貯槽の周囲の流出を防止するための措置	酸素の液化ガスの貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。			
4	第6条第1項第8号の防液堤内及び周辺の設備設置制限	防液堤の内側及び規定距離の範囲内に設置されている設備又は施設の種類を目視等により検査し、当該設備又は施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。			
5	第6条第1項第10号のガス設備の気密な構造	酸素のガス設備の気密な構造を、運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧のある状態において、発泡液の塗布若しくはガス漏えい検知器等を用いた測定又はその記録により検査する。			
6	第6条第1項第11号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第13号の高圧ガス設備の強度	高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視等及び非破壊検査（肉厚測定を含む。）により検査する。 ※ 令和3年4月1日迄に、法第5条第1項若しくは第14条第1項の許可等を受けている製造施設については、検査対象外とすることができる。			

番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、一般則別表第3に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
7	第6条第1項第12号の高圧ガス設備の気密試験	高圧ガス設備を運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 ※ 令和3年4月1日迄に、法第5条第1項若しくは第14条第1項の許可等を受けている製造施設については、検査対象外とすることができる。			
8	第6条第1項第14号の高圧ガス設備に使用されている材料	ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により検査する。			
9	第6条第1項第15号の高圧ガス設備の基礎	高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視等又は図面により検査する。			
10	第6条第1項第16号の貯槽の沈下状況の測定	貯槽の沈下状況を、レベル用測定器を用いた測定又はその記録により検査し、沈下の程度に応じた措置が講じられていることを記録により検査する。			
11	第6条第1項第17号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視等及び図面により検査する。			
12	第6条第1項第18号の高圧ガス設備の温度計等	高圧ガス設備の温度計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査し、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
13	第6条第1項第19号の高圧ガス設備の圧力計	高圧ガス設備の圧力計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。			
14	第6条第1項第19号の高圧ガス設備の安全装置	高圧ガス設備の安全装置の設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。バネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。			
15	第6条第1項第20号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管	酸素の高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出管の開口部の位置及び放出管の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。			

番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、一般則別表第3に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
16	第6条第1項第22号の液化ガス貯槽の液面計等	液化ガス貯槽に設けられた液面計の設置状況を目視等により検査する。なお、当該液面計にガラス液面計を使用している場合にあつては、ガラス液面計の破損を防止するための措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該液面計を接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
17	第6条第1項第24号の貯槽の配管に設けたバルブ	貯槽の配管に設けたバルブの設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。			
18	第6条第1項第25号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置	酸素の貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
19	第6条第1項第27号の製造施設に講じた停電等により機能が失われることのない措置	製造施設に講じた停電等により当該設備の機能が失われることのない措置の状況を目視等によるほか、図面、記録等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
20	第6条第1項第32号の貯槽及びその支柱の温度の上昇を防止するための措置	可燃性ガスの貯槽の周辺又は可燃性物質を取り扱う設備の周辺にある貯槽及びそれらの支柱に講じた温度の上昇を防止するための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
21	第6条第1項第39号の酸素の製造施設の防火設備	酸素の製造施設の防火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等によるほか記録等により検査し、当該防火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。			
22	第6条第1項第40号の通報を速やかに行うための措置	通報を速やかに行うための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。			
23	第6条第1項第41号の製造設備のバルブ等の操作に係る措置	作業員がバルブ又はコックを適切に操作することができるような措置の状況を目視等により検査する。			
特記事項					

様式 6

保安検査結果記録（一般則・距離短縮型CE用）（第6条の2第1項ただし書き適用）

(1/4)

事業所名称					
事業所所在地					
検査機関名	高圧ガス保安協会				
検査員氏名					
製造施設名					
検査年月日					
事業所側立会者					
番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、一般則別表第3に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
1	第6条第1項第1号の境界線及び警戒標	事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況並びに維持管理状況を目視又はこれに類する方法（以下本様式において「目視等」という。）により検査する。			
2	第6条第1項第2号の第1種設備距離及び第2種設備距離	対象外のため検査せず。			
3	第6条第1項第7号の貯槽の周囲の流出を防止するための措置	酸素の液化ガスの貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。			
4	第6条第1項第8号の防液堤内及び周辺の設備設置制限	防液堤の内側及び規定距離の範囲内に設置されている設備又は施設の種類を目視等により検査し、当該設備又は施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。			
5	第6条第1項第10号のガス設備の気密な構造	酸素のガス設備の気密な構造を、運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧のある状態において、発泡液の塗布若しくはガス漏えい検知器等を用いた測定又はその記録により検査する。			
6	第6条第1項第11号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第13号の高圧ガス設備の強度	高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視等及び非破壊検査（肉厚測定を含む。）により検査する。 ※ 令和3年4月1日迄に、法第5条第1項若しくは第14条第1項の許可等を受けている製造施設については、検査対象外とすることができる。			
7	第6条第1項第12号の高圧ガス設備の気密試験	高圧ガス設備を運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 ※ 令和3年4月1日迄に、法第5条第1項若しくは第14条第1項の許可等を受けている製造施設については、検査対象外とすることができる。			
8	第6条第1項第14号のガス設備に使用されている材料	ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により検査する。			

(2 / 4)

番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、一般則別表第3に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
9	第6条第1項第15号の高圧ガス設備の基礎	高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視等又は図面により検査する。			
10	第6条第1項第16号の貯槽の沈下状況の測定	貯槽の沈下状況を、レベル用測定器を用いた測定又はその記録により検査し、沈下の程度に応じた措置が講じられていることを記録により検査する。			
11	第6条第1項第17号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視等及び図面により検査する。			
12	第6条第1項第18号の高圧ガス設備の温度計等	高圧ガス設備の温度計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査し、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
13	第6条第1項第19号の高圧ガス設備の圧力計	高圧ガス設備の圧力計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。			
14	第6条第1項第19号の高圧ガス設備の安全装置	高圧ガス設備の安全装置の設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。			
15	第6条第1項第20号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管	酸素の高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出管の開口部の位置及び放出管の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。			
16	第6条第1項第22号の液化ガス貯槽の液面計等	液化ガス貯槽に設けられた液面計の設置状況を目視等により検査する。なお、当該液面計にガラス液面計を使用している場合にあつては、ガラス液面計の破損を防止するための措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該液面計を接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
17	第6条第1項第24号の貯槽の配管に設けたバルブ	対象外のため検査せず。			
18	第6条第1項第25号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置				
19	第6条第1項第27号の製造施設に講じた停電等により機能が失われることのない措置	製造施設に講じた停電等により当該設備の機能が失われることのない措置の状況を目視等によるほか、図面、記録等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			

番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、一般則別表第3に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
20	第6条第1項第32号の貯槽及びその支柱の温度の上昇を防止するための措置	可燃性ガスの貯槽の周辺又は可燃性物質を取り扱う設備の周辺にある貯槽及びそれらの支柱に講じた温度の上昇を防止するための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
21	第6条第1項第39号の酸素の製造施設の防消火設備	酸素の製造施設の防消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等によるほか記録等により検査し、当該防消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。			
22	第6条第1項第40号の通報を速やかに行うための措置	通報を速やかに行うための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。			
23	第6条第1項第41号の製造設備のバルブ等の操作に係る措置	作業員がバルブ又はコックを適切に操作することができるような措置の状況を目視等により検査する。			
24	欠番				
25	第6条第1項第2号の敷地境界までの距離等	貯槽及び処理設備の外側から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であって、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。			
26	第6条の2第2項第3号の貯槽に設けた安全装置等	貯槽に設置した安全装置及び当該安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、バネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。			
27	第6条の2第2項第4号の蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置	蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
28	第6条の2第2項第5号の貯槽の配管に設けたバルブ	貯槽の配管に設けたバルブの設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。			

番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、一般則別表第3に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
29	第6条の2第2項第6号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置	貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
30	第6条の2第2項第7号の車両の衝突を防止する措置	製造設備の周囲に講じた車両の衝突を防止する措置の設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。			
31	第6条の2第2項第8号の製造設備の設置場所	製造設備の設置場所におけるガスが漏えいしたとき滞留しない状況を目視等、図面等により検査する。			
特記事項					

様式 7

保安検査結果記録（コンビ則・一般CE用）（第5条の2第1項本文適用）

（ 1 / 4 ）

事業所名称					
事業所所在地					
検査機関名	高圧ガス保安協会				
検査員氏名					
製造施設名					
検査年月日					
事業所側立会者					
番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、コンビ則別表第4に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
1	第5条第1項第1号の境界線及び警戒標	事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況並びに維持管理状況を目視又はこれに類する方法（以下本様式において「目視等」という。）により検査する。			
2	第5条第1項第5号のその他のガスの製造施設の保安距離	貯蔵設備及び処理設備の外側から保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。			
3	第5条第1項第6号の経済産業大臣が定める設備の保安距離	貯蔵設備及び処理設備の外側から保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。			
4	第5条第1項第7号の保安のための宿直施設に対する保安距離	貯蔵設備及び処理設備の外側から保安のための宿直施設に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。			
5	第5条第1項第9号の保安区画の区分及び面積	保安区画の区分及び面積を図面及び目視等により検査する。			
6	第5条第1項第10号の保安区画内の高圧ガス設備の配置	保安区画内の高圧ガス設備及び同一製造施設に属する可燃性ガスのガス設備の外側から、隣接保安区画内の高圧ガス設備に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。			
7	第5条第1項第15号のガス設備の気密な構造	酸素のガス設備の気密な構造を、運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧のある状態において、発泡液の塗布若しくはガス漏れ検知器等を用いた測定又はその記録により検査する。			
8	第5条第1項第16号のガス設備に使用されている材料	ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により検査する。			

番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、コンビ則別表第4に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
9	第5条第1項第17号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第19号の高圧ガス設備の強度	高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視等及び非破壊検査（肉厚測定を含む。）により検査する。 ※ 令和3年4月1日迄に、法第5条第1項若しくは第14条第1項の許可等を受けている製造施設については、検査対象外とすることができる。			
10	第5条第1項第18号の高圧ガス設備の気密試験	高圧ガス設備を運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 ※ 令和3年4月1日迄に、法第5条第1項若しくは第14条第1項の許可等を受けている製造施設については、検査対象外とすることができる。			
11	第5条第1項第20号の高圧ガス設備の温度計等	高圧ガス設備の温度計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査し、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
12	第5条第1項第21号の高圧ガス設備の圧力計	高圧ガス設備の圧力計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。			
13	第5条第1項第21号の高圧ガス設備の安全装置	高圧ガス設備の安全装置の設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。			
14	第5条第1項第22号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管	酸素の高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出管の開口部の位置及び放出管の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。			
15	第5条第1項第23号の高圧ガス設備の基礎	高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視等又は図面により検査する。			
16	第5条第1項第24号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視等及び図面により検査する。			
17	第5条第1項第31号の貯槽及びその支柱の温度の上昇を防止するための措置	可燃性ガスの貯槽の周辺又は可燃性物質を取り扱う設備の周辺にある貯槽及びそれらの支柱に講じた温度の上昇を防止するための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			

番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、コンビ則別表第4に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
18	第5条第1項第33号の液化ガス貯槽の液面計等	液化ガス貯槽に設けられた液面計の設置状況を目視等により検査する。なお、当該液面計にガラス液面計を使用している場合にあつては、ガラス液面計の破損を防止するための措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該液面計を接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
19	第5条第1項第35号の貯槽の周囲の流出を防止するための措置	酸素の液化ガスの貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。			
20	第5条第1項第36号の防液堤内及び周辺の設備設置制限	防液堤の内側及び規定距離の範囲内に設置されている設備又は施設の種類を目視等により検査し、当該設備又は施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。			
21	第5条第1項第43号の貯槽の配管に設けたバルブ	貯槽の配管に設けたバルブの設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。			
22	第5条第1項第44号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置	酸素の貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
23	第5条第1項第45号の製造設備のバルブ等の操作に係る措置	作業員がバルブ又はコックを適切に操作することができるような措置の状況を目視等により検査する。			
24	第5条第1項第50号の製造施設に講じた停電等により機能が失われることのない措置	製造施設に講じた停電等により当該設備の機能が失われることのない措置の状況を目視等によるほか、図面、記録等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
25	第5条第1項第54号の酸素の製造施設の防消火設備	酸素の製造施設の防消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等によるほか記録等により検査し、当該防消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。			
26	第5条第1項第62号の保安用不活性ガス等	酸素の特定製造事業所について、保安用不活性ガス又はスチームの保有状況を目視等及び記録により検査する。			

番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、コンビ則別表第4に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
27	第5条第1項第63号の通報を速やかに行うための措置	通報を速やかに行うための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。			
28	第5条第1項第64号の貯槽の沈下状況の測定	貯槽の沈下状況を、レベル用測定器を用いた測定又はその記録により検査し、沈下の程度に応じた措置が講じられていることを記録により検査する。			
特記事項					

様式 8

保安検査結果記録(コンビ則・距離短縮型CE用)(第5条の2第1項ただし書き適用)

(1/4)

事業所名称					
事業所所在地					
検査機関名		高圧ガス保安協会			
検査員氏名					
製造施設名					
検査年月日					
事業所側立会者					
番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、コンビ則別表第4に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
1	第5条第1項第1号の境界線及び警戒標	事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況並びに維持管理状況を目視又はこれに類する方法(以下本様式において「目視等」という。)により検査する。			
2	第5条第1項第5号のその他のガスの製造施設の保安距離	対象外のため検査せず。			
3	第5条第1項第6号の経済産業大臣が認める距離				
4	第5条第1項第7号の保安のための宿直施設に対する保安距離				
5	第5条第1項第9号の保安区画の区分及び面積				
6	第5条第1項第10号の保安区画内の高圧ガス設備の配置				
7	第5条第1項第15号のガス設備の気密な構造	酸素のガス設備の気密な構造を、運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧のある状態において、発泡液の塗布若しくはガス漏えい検知器等を用いた測定又はその記録により検査する。			
8	第5条第1項第16号のガス設備に使用されている材料	ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により検査する。			
9	第5条第1項第17号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第19号の高圧ガス設備の強度	高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視等及び非破壊検査(肉厚測定を含む。)により検査する。 ※ 令和3年4月1日迄に、法第5条第1項若しくは第14条第1項の許可等を受けている製造施設については、検査対象外とすることができる。			

番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、コンビ別表第4に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
10	第5条第1項第18号の高圧ガス設備の気密試験	高圧ガス設備を運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 ※ 令和3年4月1日迄に、法第5条第1項若しくは第14条第1項の許可等を受けている製造施設については、検査対象外とすることができる。			
11	第5条第1項第20号の高圧ガス設備の温度計等	高圧ガス設備の温度計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査し、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
12	第5条第1項第21号の高圧ガス設備の圧力計	高圧ガス設備の圧力計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。			
13	第5条第1項第21号の高圧ガス設備の安全装置	高圧ガス設備の安全装置の設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。			
14	第5条第1項第22号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管	酸素の高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出管の開口部の位置及び放出管の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。			
15	第5条第1項第23号の高圧ガス設備の基礎	高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視等又は図面により検査する。			
16	第5条第1項第24号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視等及び図面により検査する。			
17	第5条第1項第31号の貯槽及びその支柱の温度の上昇を防止するための措置	可燃性ガスの貯槽の周辺又は可燃性物質を取り扱う設備の周辺にある貯槽及びそれらの支柱に講じた温度の上昇を防止するための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
18	第5条第1項第33号の液化ガス貯槽の液面計等	液化ガス貯槽に設けられた液面計の設置状況を目視等により検査する。なお、当該液面計にガラス液面計を使用している場合にあつては、ガラス液面計の破損を防止するための措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該液面計を接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
19	第5条第1項第35号の貯槽の周囲の流出を防止するための措置	酸素の液化ガスの貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。			

番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、コンビ則別表第4に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
20	第5条第1項第36号の防液堤内及び周辺の設備設置制限	防液堤の内側及び規定距離の範囲内に設置されている設備又は施設の種類を目視等により検査し、当該設備又は施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。			
21	第5条第1項第43号の貯槽の配管に設けたバルブ	対象外のため検査せず。			
22	第5条第1項第44号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置				
23	第5条第1項第45号の製造設備のバルブ等の操作に係る措置	作業員がバルブ又はコックを適切に操作することができるような措置の状況を目視等により検査する。			
24	第5条第1項第50号の製造施設に講じた停電等により機能が失われることのない措置	製造施設に講じた停電等により当該設備の機能が失われることのない措置の状況を目視等によるほか、図面、記録等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
25	第5条第1項第54号の酸素の製造施設の防消火設備	酸素の製造施設の防消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等によるほか記録等により検査し、当該防消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。			
26	第5条第1項第62号の保安用不活性ガス等	酸素の特定製造事業所について、保安用不活性ガス又はスチームの保有状況を目視等及び記録により検査する。			
27	第5条第1項第63号の通報を速やかに行うための措置	通報を速やかに行うための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。			
28	第5条第1項第64号の貯槽の沈下状況の測定	貯槽の沈下状況を、レベル用測定器を用いた測定又はその記録により検査し、沈下の程度に応じた措置が講じられていることを記録により検査する。			
29	欠番				
30	第5条の2第2項第2号の敷地境界までの距離等	貯槽及び処理設備の外側から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であって、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。			

番号	検査項目	保安検査方法及び内容 [方法及び内容は、コンビ則別表第4に基づく。]	適合	処置後 適合	不適合
3 1	第5条の2第2項第3号の貯槽に設けた安全装置等	貯槽に設置した安全装置及び当該安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。			
3 2	第5条の2第2項第4号の蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置	蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
3 3	第5条の2第2項第5号の貯槽の配管に設けたバルブ	貯槽の配管に設けたバルブの設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。			
3 4	第5条の2第2項第6号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置	貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。			
3 5	第5条の2第2項第7号の車両の衝突を防止する措置	製造設備の周囲に講じた車両の衝突を防止する措置の設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。			
3 6	第5条の2第2項第8号の製造設備の設置場所	製造設備の設置場所におけるガスが漏えいしたとき滞留しない状況を目視等、図面等により検査する。			
特記事項					

様式 9

保安検査結果報告書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
検査をした特定施設及びその所在地			
名称（事業所の名称を含む。）			
検査の結果			
保安検査証の検査番号		年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号	
保安検査の年月日 検査員氏名		年 月 日	
備考			

年 月 日

高圧ガス保安協会 印

都道府県知事等 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式 10

保安検査結果報告書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
検査をした特定施設及びその所在地			
名称（事業所の名称を含む。）			
検査の結果			
保安検査証の検査番号	年 月 日	高圧ガス保安協会 第	号
保安検査の年月日 検査員氏名	年 月 日		
備考			

年 月 日

高圧ガス保安協会 印

都道府県知事等 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式 1 1

保 安 検 査 証		一 般
名 称（事業所の名称を含む。）		
検 査 し た 特 定 施 設 及 び そ の 所 在 地		
保 安 検 査 の 年 月 日 検 査 職 員 又 は 検 査 員 氏 名		
検 査 番 号	年 月 日	高 圧 ガ ス 保 安 協 会 第 号
備 考		

高圧ガス保安協会 印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 とすること。

様式 12

保 安 検 査 証		特 定
名 称 (事 業 所 の 名 称 を 含 む 。)		
検 査 し た 特 定 施 設 及 び そ の 所 在 地		
保 安 検 査 の 年 月 日 検 査 職 員 又 は 検 査 員 氏 名		
検 査 番 号	年 月 日	高 圧 ガ ス 保 安 協 会 第 号
備 考		

高圧ガス保安協会 印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 とすること。

様式 13

保安検査証再交付 申請書	一般 又は 特定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
		×再交付番号	
事業所の名称			
事業所の所在地			
保安検査証の 交付番号			
保安検査を受けた日	年 月 日		
保安検査を受けた 特定施設名			
理由			

年 月 日

代表者 氏名

高圧ガス保安協会 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

別表1

事務所一覧表

事務所	担当地域
機器検査事業部門	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、長野県、新潟県及び静岡県
北海道支部	北海道
東北支部	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県及び福島県
中部支部	愛知県、三重県、岐阜県、石川県及び富山県
近畿支部	大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県及び福井県
中国支部	岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
四国支部	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県

※ 原則、別表2に示す検査事務所が実施している都県は除く。

※ 各事務所の所在地、連絡先及び振込口座は、当協会のホームページを参照のこと。

別表 2

C E 検査事務所一覧表

C E 検査事務所
青森県 C E 検査事務所
秋田県 C E 検査事務所
岩手県 C E 検査事務所
東京都 C E 検査事務所
神奈川県 C E 検査事務所
千葉県 C E 検査事務所
栃木県 C E 検査事務所
新潟県 C E 検査事務所
長野県 C E 検査事務所
滋賀県 C E 検査事務所
和歌山県 C E 検査事務所
大分県 C E 検査事務所
佐賀県 C E 検査事務所
長崎県 C E 検査事務所

※ 各事務所の所在地及び連絡先は、当協会のホームページを参照のこと。